

2026年度総会資料



特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

目 次

ページ

I	2025年度（令和7年度）の基本方針に沿って	1
II	経過報告・運営	4
III	2025年度（令和7年度）事業実施報告	
	事業実施報告	6
	資料 講師等派遣、研修会、視察参加報告	16
IV	2025年度（令和7年度）決算報告	
	活動計算書	19
	貸借対照表	21
	財産目録	22
	監査報告書	23
V	2026年度（令和8年度）基本方針・事業計画	
	2026年度（令和8年度）基本方針	24
	2026年度（令和8年度）事業計画	
	2026年度（令和8年度）活動予算書	28
VI	定款改定	29
VII	2026年度（令和8年度）役員	30
	<再録資料>	
	設立趣旨書	i
	定 款	ii

2025年度（令和7年度） 基本方針に沿って

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもの声をしっかりと聴きながら子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) 児童福祉法において里親支援事業を行い里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとするものについて相談その他の援助を行う。
- 5) SDGs「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。
(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs(Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標) 貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等

【総括】

2025年は、みやざき子ども文化センターにとって大きな節目の年となりました。2000年にNPO法人として発足し、子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に基づき、多くの子どもたちや保護者に出会いながらたくさんの方々を支えられて歩んできた25年であったと感じています。

またこの記念すべき年に、宮崎県より「みやざき社会貢献活動賞」を授与いただきましたことは、私たちにとって大きな励みとなりました。これまでご支援いただきました皆様に心より厚く御礼申し上げます。

<組織基盤の強化と居場所の創出>

本年度は中期計画の3年目として、これまでに規程の見直しや整備、子ども支援や運営に関する研修などを通して、組織基盤の強化を図ってきました。毎月実施している施設長会議では、運営方針の共有や情報交換を重ねることで、各施設をより身近に感じながら、施設の管理運営を担う立場としての役割や連携の重要性を再認識する機会となっています。

現在、少子化（出生数 6,063 人、率 1.43）が続く中、国や自治体では給食費の無料化、高校無償化、医療費補助、産後ケア、ひとり親への支援など多くの支援策は拡充されつつあります。自治体によって違いはありますが子育てしやすい環境ができつつあるように感じられます。しかしその一方で、見過ご

せない深刻な現状があります。2025年の小中高生の自殺者数は過去最多の538人となり、4年連続で最多を更新しました。これは、1週間に約10人の子どもたちが命を落としている計算になります。この背景には、SNS利用の影響があると清水康之さん（NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク代表）は指摘されています。家庭にも学校にも居場所がない、親の期待に答えたいと必死にいい子になろうとしている子どもたち。このような中で、友達とのつながりをSNSに求めていると思われます。

SNSの影響や居場所の喪失に苦しむ子どもたちに対し、私たちは「遊べる」「ゆっくりできる」「干渉されない」といった、子どもの視点を大切に居場所づくりを進めています。その一環として、かのう児童センターでは、宮崎市教育委員会や加納中学校と連携し、不登校の子どもたちを含む小中高生の居場所となるよう整備を始めております。これからも子どもたちにとって安心でき、豊かな体験の場所になるようにしていきたいと思っております。

<専門性の向上と安全な組織づくり>

2025年度から里親支援センターみやざきは児童福祉施設として位置づけられ、第二種社会福祉事業の設置認可を取得しました。認可に伴い有資格職員を増やし、里親や養育される子ども、また里親を希望する方々への相談・支援をこれまで以上に丁寧に行う体制づくりを進めています。委託率も少しずつではありますが成果として出ており、今後も「子どもの最善の利益」を実現できるよう、安心して暮らし成長できる環境づくりを支えていきたいと考えています。

令和8年12月には、教育・保育など子どもと関わる場における「子どもへの性暴力」を防ぎ、子どもの心と身体を守るために、「こども性暴力防止法（日本版DBS）」が施行されます。当団体が運営する児童センター、児童クラブ等も対象となることから、職員の登録や体制整備が必要になります。これに伴い、就業規則の見直しや、現在取り組んでいる「子どものセーフガーディング」の考え方を全職員に広げ、子どもにとって安心・安全な組織・事業づくりをさらに進めていく必要があります。

決してこれまでの25年間には、職員の不適切な対応がなかったとは言えません。子どもたちを見守る団体として、子どもの権利条約や虐待防止・体罰防止、個人情報保護、ハラスメント防止などについて研修を重ねてきておりますが、まだまだ不十分なところもあると思っております。今後も定期的に情報をアップデートしていき、子どもたちが安心して過ごせる場として、また保護者が働きやすく、職員も安心して働き続けられる環境づくりを、行政や地域の皆様と連携しながら進めていきたいと考えています。

<文化の種をまき、未来を育む>

当団体の柱である子どもの文化推進活動では、「どこでも、だれでも、等しく文化体験の機会を」の想いを胸に今年度もキッズアート基金を活用し、宮崎県内の小中学校で37公演の鑑賞教室を実施しました。在校生4人の椎葉村の小学校から600人規模の学校まで演劇、音楽、ミュージカル等様々なアーティストのコーディネートをし、多くの子どもたちの笑顔に出会うことができました。今後も、このような活動を継続していくためには県内を幅広くカバーできる仕組みを考える時期にきていると感じています。

「文化」は私たちにとってどのような意味を持っているのか、なぜ必要なのか、地域や学校等の規模による文化格差について考える機会として、「狂言」の鑑賞・体験プログラムや、『ある』を味わう～生きていくための杖としての文化～』と題して永山智行氏（劇団こふく劇場主宰）による基調講演やフォーラムを開催しました。この講演を通して、「どこにいても、誰もが文化芸術と出会える機会を持つこと」、そして「文化芸術を通して未来を生きる力を育んでいくことの大切さ」を、私たちは改めて実感いたしました。

これからも地域のネットワークを大切にしながら、子ども食堂の運営支援やその他の事業等を通して、子どもたちの成長が保護者にとって希望となるよう、少しでも力になれる活動を続けていきたいと考えています。

II 経過報告・運営

1. 経過報告

平成12年	3月29日	NPO法人設立準備室発足会議	7回
平成12年	6月24日	NPO法人みやざき子ども文化センター設立総会	
平成12年	6月30日	特定非営利活動法人の申請	
平成12年	9月11日	認証	
平成12年	9月25日	登記完了	特定非営利活動法人となる
平成12年	12月1日	橋通りに事務所開設	
平成13年	6月25日	平成13年度通常総会	
平成14年	5月27日	平成14年度通常総会	
平成15年	5月26日	平成15年度通常総会	
平成16年	4月26日	平成16年度通常総会	
平成17年	5月31日	平成17年度通常総会	
平成18年	5月27日	平成18年度通常総会	
平成19年	6月2日	平成19年度通常総会	
平成20年	5月30日	平成20年度通常総会	
平成21年	5月26日	平成21年度通常総会	
平成22年	5月28日	平成22年度通常総会	
平成23年	5月23日	平成23年度通常総会	
平成24年	5月28日	平成24年度通常総会	
平成25年	5月27日	平成25年度通常総会	
平成26年	5月30日	平成26年度通常総会	
平成27年	5月29日	平成27年度通常総会	
平成28年	5月30日	平成28年度通常総会	
平成29年	5月26日	平成29年度通常総会	
平成30年	5月25日	平成30年度通常総会	
2019年	5月24日	2019年度通常総会	
2020年	5月26日	2020年度通常総会	
2021年	5月25日	2021年度通常総会	
2022年	5月25日	2022年度通常総会	
2023年	5月25日	2023年度通常総会	
2024年	5月23日	2024年度通常総会	
2024年	10月28日	2024年度臨時総会	
2025年	5月22日	2025年度通常総会	
2026年	5月22日	2026年度通常総会	

2. 運営に関する事項

i 2025年度第2回理事会

日時	2025年8月25日(月)	19:00~20:30
場所	NPO法人みやざき子ども文化センター	
出席	理事 7名、欠席 1名	
議事内容	・役員について ・設立25周年記念イベントについて	

ii 2025年度第3回理事会

日 時 2026年1月15日(木) 19:00~20:30

場 所 NPO 法人みやざき子ども文化センター

出 席 理事 6名(欠席 1名)、監事 2名

議事内容

- ・事業報告、次期見通しについて
- ・指定管理報告について
- ・キッズアート基金について

iii 2026年度第1回理事会

日 時 2026年5月22日(金) 19:00~

場 所 NPO 法人みやざき子ども文化センター

出 席 理事 7名、監事 2名

議事内容

- ・2025年度事業報告・決算報告
- ・中期計画報告
- ・2026年度基本方針・事業計画・収支計画
- ・定款改定について
- ・役員について

iv 2026年度通常総会

日 時 2026年5月22日(金) 20:30~

場 所 NPO 法人みやざき子ども文化センター

出 席 正会員 12名(欠席 1名)

議事内容

- ・2025年度事業報告・決算報告
- ・2026年度基本方針・事業計画・収支計画
- ・定款改定について
- ・役員について

Ⅲ 2025年度（令和7年度） 事業実施報告

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもの声をしっかりと聴きながら子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) 児童福祉法において里親支援事業を行い里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとするものについて相談その他の援助を行う。
- 5) SDGs「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標のうち貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等)

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) 児童福祉法に基づく児童福祉支援事業
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業実施

実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

2-1. 「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。また、0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を行政と協働しながら地域との連携も視野に入れた事業内容にする。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市かのう児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやぎきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

□宮崎市「かのう児童センター、田野児童センター（田野地域子育て支援センター含む）管理運営」

<宮崎市田野児童センター>

実施日：月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)

登録者数：198名

来館者数：17,876名

イベント実施回数：144回

参加者数：3,912名

内容：TANO子ども食堂、モノづくり体験など実施

広報：TANOにここ通信（12回）月715部発行

<宮崎市田野地域子育て支援センター>

実施日：火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

来館者数：3,336名

イベント実施回数：62回

参加者数：825名

内容：赤ちゃん広場、おもちゃ広場、親子工作など実施

広報：田野しい子育て通信（12回）月500部発行

<宮崎市かのう児童センター>

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

登録者数：338名

来館者数：13,495名

イベント実施回数：176回

参加者数：2,696名

内容：ティーチャーズエッグ、Live party、季節毎の工作など実施

広報：児童館だより「かのうSEED」（12回）月1,000部発行

□宮崎市「きよたけ児童文化センター管理運営」

実施日：火曜日～日曜日（祝祭日は開館、翌日休館・年末年始休館）

来館者数：27,031名

図書貸し出し数：12,513冊

イベント実施回数：266回

参加者数：3,719名

内容：読書活動、おもちゃ広場及びワークショップなど実施

広報：すずしろ（11回）月4,000部発行

□「みやざきアートセンター管理運営」(NPO法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村)

実施日：月曜日～日曜日(年末年始を除く)

事業内容：・全国47都道府県ひとりコンサート明和電気★UME ツアー2025 [宮崎公演]

・太平洋戦争終結80年記念特別企画展マッカーサーと現代日本の夜明け

・アートセンターのなつやすみ ・宮崎市美術展50回記念無鑑査展 ほか

・教育普及事業、太陽の広場運営 等

入場者数：71,560名

【受託事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助、措置費事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

□宮崎市「b & g みやざき及び小戸地域子育て支援センター運営業務」

<b & g みやざき>

生活や学習等の環境に困難を抱えている子どもを支援するために、子どもが安心して過ごせる「家でも学校でもない第三の居場所」及び放課後等における子どもの「活動の機会」を設け、地域社会とともに子どもたちの社会的相続を補完し、将来自立できる力を育む。

登録者数：12名

利用者数：延べ1,893名

イベント実施回数：21回

<宮崎市小戸地域子育て支援センター>

実施日：月、火、木、金曜日、第1、3、5土曜日、第2、4日曜日(祝祭日・年末年始を除く)

来館者数：5,193名

イベント実施回数：80回

参加者数：2,876名

内容：赤ちゃんの日、お誕生日会、おもちゃ広場など実施

広報：小戸地域子育て支援センターおたより(12回) 月200部発行

□宮崎市「児童クラブ運営業務」

実施日：月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)

【江平児童クラブ(2クラブ)、江平第二児童クラブ】

登録者数：94名(江平児童クラブ)、49名(江平第二児童クラブ) 利用者数：延べ23,181名

イベント実施回数：187回(江平児童クラブ)、140回(江平第二児童クラブ)

【田野児童クラブ】

登録者数：15名

利用者数：延べ2,097名

イベント実施回数：122回

【コペルキッズ児童クラブ】

登録者数：54名

利用者数：延べ7,696名

イベント実施回数：144回

【かのう児童クラブ(4クラブ)】

登録者数：196名

利用者数：延べ20,091名

イベント実施回数：49回

□宮崎市「令和7年度ふるさと文化学習支援事業」

芸術文化に秀で、個性豊かな人生経験を有する講師の指導の下、体験学習や心の交流を通して、児童生徒の「豊かな表現力」「主体性」「郷土愛」を醸成することにより、児童生徒の無限の可能性を引き出すことを目的とする。

実施回数：134回 実施単位数：282単位

実施小学校数：33校 実施中学校数：3校

参加者数：3,907名

□宮崎市「令和7年度小中学校芸術鑑賞派遣事業」

児童生徒のところに生の音楽や、演劇を届けることにより非日常の世界をつくり、仲間と一緒に共感しあう場をつくる。

実施校数：24校26ステージ（小学校16、中学校6、支援学校2）

公演団体：14団体

参加者数：8,119名

□宮崎県「令和7年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー研修事業実施業務」

宮崎県内のファミリー・サポート・センター事業を円滑にするため、ファミリー・サポート・センター・アドバイザーの資質向上及び市町村担当者等を対象とした研修を実施する。情報交換（交流）、防災、リスクマネジメント、コミュニケーションスキルアップ研修などを行い、子育て家庭への対応などを学ぶ。

- ・全体研修会及びアドバイザー等研修会（全2回）

日 時：令和7年10月28日（火）

参加者数：20名

内 容：「コーディネーターのための防災マネジメント」、「情報交換会」

日 時：令和8年2月9日（月）※ハイブリッド開催

参加者数：29名

内 容：「気づく・止める・つなぐー虐待・性暴力を防ぐための基礎研修」、「事例から学ぶファミサポ会員確保研修」

□宮崎県医師会「女性医師等保育支援サービスシステム事業実施業務」

子育て中の女性医師等の一時的な子どもの預かり、保育サポート支援。

- ・サポート会員養成講座、サポート会員スキルアップ研修会、全体顔合わせ会の実施
- ・サポート会員のシフト制による援助体制の充実

利用実績数：323件（通常預り321、病後児預かり1、キャンセル1） 預かり人数：延べ389名

利用会員数：57名 サポート会員数：41名

□宮崎県「赤ちゃんの駅普及・啓発業務」

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

実施市町村：宮崎県下全26市町村

登録施設数：503件（新規登録施設18件）

□宮崎市「子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO法人みやぎきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備。

- ・コーディネーター業務

対応件数：183件（開設相談39、食材相談58、運営相談35、利用相談14、その他37）

その他実施件数：企業との連携294件、利用者相談8件、

食材等のマッチング支援355件(受け)・415件(払い)

・子ども食堂実施団体 51団体

利用者数:延べ26,344名

〈新規〉□宮崎市「まちなか子育て交流ひろばモデル事業」

まちなかにある書店スペース(鳶屋書店宮崎高千穂通り)を活用し、子育て中の保護者(妊婦を含む)と未就学児を対象とした「まちなか子育て交流ひろば」を開催する。(4回開催予定)

実施日:令和7年6月15日(日)、8月9日(日)、12月21日(日)、令和8年2月7日(土)

開催場所:鳶屋書店宮崎高千穂通り

実施内容:えほんコンサート(リベラハーブアンサンブル)、つくってあそぼ!(小戸地域子育て支援センター)、音と楽しむ絵本の世界(宮崎学園短期大学生)、絵本の世界のフォトブース(Human Nature)、絵本専門士によるお話し会(絵本専門士 佐藤由紀枝)、おんがくとえほん(おんがくとえほんのおくりものO-live)、クリスマスコンサート(Gallop)、パペットシアター☆トランク☆〈人形劇〉(橋口清見)、えほんと音楽と手遊びうた(宮崎国際大学教育学部こどもラボ)、おもちゃ広場

参加者数:延べ472名

【認可事業】

〈新規〉□「里親支援センターみやざき運營業務」

里親支援センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング、里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。児童福祉施設(第2種社会福祉事業)に位置付けられる。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

・相談窓口 相談件数:57件(来所23、電話16、説明会11、メール7)

・里親制度説明会 3回

参加者数:53名

・出前講座 4回

参加者数:165名

・市町村広報連携事業 7回

② 里親等研修・トレーニング業務

・法定研修

受講者数:13世帯20名(基礎研修)、13世帯22名(登録前研修)、23世帯38名(更新研修)

・里親スキルアップ研修 4回

受講者数:102名

③ 里親等委託推進業務

・マッチング対応回数:58回

・自立支援協議 11回 ・実務者会議及び児相協議、ケース協議 25回

④ 里親等養育支援事業

・訪問支援等対応件数:217件 ・里親サロン 2回

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

・里子面談:10回(学習支援:6回、不登校支援:1回、里子面談:3回)

【補助事業】

□宮崎市「子どもの未来応援活動支援事業」

親子を中心とした学びと体験の活動の場を開催し、人と人とのつながりをつくる機会とする。また、子どもの社会体験の機会及び他者との協働の機会とする。

実施期間：令和7年8月1日（金）～令和8年1月10日（土） 計17回

開催場所：BASE101

実施内容：ワークショップ（9回）、食育講座（4回）、キッズカフェ（2回）、フリーマーケット（2回）

参加者数：延べ470人

〈新規〉□宮崎県「令和7年度出会い・子育て環境づくり支援事業」

文化格差をなくすために～子どもとアーティストの未来づくり～

「どこでも、だれでも、等しく文化体験の機会を。」「文化は未来を育てる力になる。」子どもたちの未来のために、そして文化をつなぐアーティストの未来のために、鑑賞会、ワークショップ、講演会を開催する。

・「狂言鑑賞&体験」

日 時：令和8年2月14日（土） 場 所：メディキット県民文化センター

出 演：山下守之、島田浩紀（狂言師）

参加者数：30名

・講演会「『ある』を味わう～生きていくための杖としての文化～」

日 時：令和8年3月15日（日） 場 所：宮崎県立美術館アートホール

講演者：永山智行（劇団こふく劇場）、山森達也（アーツカウンシルみやざき）、豊福彬文（んまつーポス）、香月保乃（宮崎ジャズ協会）、土田浩（みやざき子ども文化センター）

参加者数：40名

【助成事業】

□「子どもゆめ基金助成活動」独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「キッズ・アート・アカデミー」として「演劇」や「ものづくり」などを通して子どもたちの文化芸術体験や、多様な人との出会いをつくり新しい自分を発見する。

「キッズ・アート・アカデミー ～創って広がる君の夢体験！」

実施期間：令和7年7月27日（日）～令和8年1月25日（日） 計6回

場 所：宮崎市きよたけ児童文化センター

講 師：榊あずさ、杉原木三、黒田笑子、渡邊香代子

参加者数：延べ224名

「キッズ・アート・アカデミー「演じる」～子ども劇団空風スマイルシアター～」

実施期間：令和7年6月28日（土）～令和8年3月1日（日） 練習：32回

劇 団 名：子ども劇団空風スマイルシアター（参加者26名）

参加者数：延べ605名

発表公演：令和8年3月1日（日） 場 所：みやざきアートセンター

講 師：伊藤海、服部響、池田孝彰、下水流いつみ、原口奈々

演 目：「まほう」 原 作：原口奈々 演 出：伊藤海

観覧者数：307名

「キッズ・アート・アカデミー 役者体験！みんなで映画をつくろう」

実 施 日：：令和7年12月25日（木）、26日（金）、令和8年1月31日（土）

場 所：宮崎市田野児童センター

講師：濱砂崇浩 脚本、演出、撮影：伊達忍

映画タイトル：「A チーム」・「B チーム」(参加者15名)

参加者数：延べ81名

□「ホッとアートプレゼント」(宮崎オーシャンライオンズクラブ助成)

「長期入院の子どもを癒す芸術との出会い事業」

場所：宮崎大学医学部附属病院小児病棟

・ハロウィンコンサートの実施

日時：令和7年10月31日(金) 出演者：大友剛(ミュージシャン、マジシャン)

・クリスマスコンサートの実施

日時：令和7年12月25日(木)

出演者：NHK+ (大西映光、黒木奈津季、衛藤和洋、黒木りずむ)

・保護者のためのリンパマッサージ

日時：毎月1回(10回)実施 講師：横井弥生

2-2. 課題解決のため自主事業を行いNPOとして使命を果たす。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とし、「キッズアート基金※」の活用し事業を行う。

※すべての子どもたちに「ほんものと出会う」機会、環境の創出を目的に、寄付を原資に基金を創設。宮崎県内の18歳未満の子どもを対象とした芸術文化活動(学校公演、ものづくり、ワークショップなど)の実施団体および活動への助成(主に小規模校対象)を行う。

□「キッズアート基金 鑑賞教室事業」※

宮崎県内の学校等での鑑賞教室実施の機会を提供する。

実施回数：34回(37公演) 公演団体：11団体

参加校数：14市町村42校(小学校26、小中学校4、中学校12)

参加者数：6,385名

小規模校助成件数：18公演(小学校16、小中学校1、中学校4)

□「街の小さな音楽会」～音育はじめてみませんか～

乳幼児と親子のためのコンサートの開催。生の音楽に触れる機会の少ない親子のために気軽に参加できる場をつくる。(小戸子育て支援センター、田野子育て支援センター、かのう児童センター、きよたけ児童文化センター等で実施)

・「みやざき子ども文化センター設立25周年記念イベント」にて田野地域子育て支援センター、BASE101で開催。

□「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

申込み件数116件・キャンセル47件

実施回数：69回

□「BASE101」

江平ビル101を地域のコミュニティベースとして「子どももおとなもアートに出会い、人に出会い、未来に出会う場所」をコンセプトに事業を展開。

開設日：月曜日～金曜日(イベントによって土日祝も開設)

利用者数：2,908名

<キッズアートアカデミー>

デザインコース(小学生の部:月2回)

受講生数:4名

<大人のクラブ活動>

開催講座数:3回

参加者数:延べ47名

<101 マルシェ>

開催数:5回(6月より偶数月第4木曜日)

出店舗数:延べ31店舗

来場者数:延べ99名

<ギャラリー&レンタルスペース>

レンタルスペース

利用回数:42回

展示会開催:令和7年7月17日(木)~18日(金)「江平児童クラブ作品展」

12月14日(日)~19日(金)「キッズアートアカデミーデザインクラス展覧会」

その他、カフェの提供、AOSHIMA BAGELの販売や江平子安観音大祭に合わせ出店。

□「(子育て支援団体向け)子育てワンストップセンター CO to CO (コトコ)」

宮崎県内にある様々な支援を把握し、孤立する子育て世帯と支援を結び付けることで誰もが安心して子育てできる地域社会を目指す。

相談件数:7件

□「まちなかアートぱーく」

手指を使うこと、モノを作ることに挑戦するなどアートを通して子どもたちの想像及び創造力を育むことを目的とする。

実施日:令和8年2月22日(日)、23日(月・祝)

場所:みやざきアートセンター【たちなばマルシェ同時開催】

講師:外山崇壽、曾山喜美、後藤麻夫、みやざき子ども文化センター児童クラブ職員、きよたけ児童文化センター職員

出店者:おこあん、カラペハリエ、HEMUMOWAN、パペットカウンセリングみやざき、国富町法華嶽うずら車保存会、佐土原高等学校、あちこちアトリエ、sai

来場者数:延べ915名

□宮崎県教育委員会 アシスト企業登録「職場体験の受け入れ」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験、インターンシップの受け入れ。

- ・宮崎市立大淀中学校 4名
- ・宮崎市立大塚中学校 2名
- ・宮崎市立大宮中学校 4名
- ・宮崎市立加納中学校 2名
- ・宮崎市立清武中学校 6名
- ・宮崎市立田野中学校 2名
- ・宮崎市役所 4名

〈新規〉□みやざき子ども文化センター設立25周年記念イベント

「25th ありがとう そして、これからも感謝祭」

- ・令和7年10月11日(土)「ちょっとこわいお話&ハロウィン工作」:きよたけ児童文化センター
- ・10月18日(土)「おど Special Thanks Day」:小戸子育て支援センター
- ・11月26日(水)「演劇(リーディング)」:かのう児童センター
- ・11月29日(土)「ストリートダンスショー」:田野児童センター
- ・12月4日(木)「小さな音楽会」:田野地域子育て支援センター
- ・12月7日(日)「25周年 Anniversary Concert」:BASE101

「25周年ありがとうパーティー」

- ・11月21日(金):天空焼き UTAGE

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」「Facebook」「Instagram」「LINE」 随時更新
 - ・「TANOにこここ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
 - ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
 - ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行
 - ・「かのう SEED」 月1回 宮崎市かのう児童センター発行
 - ・「小戸地域子育て支援センターおたより」 月1回 宮崎市小戸地域子育て支援センター発行
- 宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

□「子育てネットワークみやざき」事務局

- ①子育て支援団体による月1回の例会での情報交換 登録団体数：29団体
- ②みやざき子育て応援フェスティバルの実施。
 - ・実行委員会の開催 7回 打ち合わせ会 3回
 - 「みやざき子育て応援フェスティバル2025」 出展及び協力団体：102団体
 - 日 時：令和7年11月8日（土）、9日（日） 入場者数：4,500名

□宮崎子育てネット「児童虐待防止及び対応のための研修に係る業務」、「体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発業務」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり、子どもの育ちに関心がある個人や要保護児童に関する機関（学校、幼稚園、保育所、医療機関、行政機関）に対する「虐待、子どもの育ち」について研修を実施する。

- ・児童虐待防止及び対応のための研修 実施回数：35回 参加者数：672名
講 師：宮崎子育てネット登録10団体
- ・体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発 実施回数：33回 参加者数：1,191名
講 師：宮崎子育てネット登録12団体

□宮崎県里親会「宮崎県里親会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親の精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

- ・会報「里親」（10月：第90号、3月：第91号）の発行 総発行部数：800部
- ・大会及び研修会参加：九州地区里親研修大会（鹿児島大会）、全国里親大会（北海道大会）
- ・里親を求める運動月間：里親制度普及促進キャンペーン、児童虐待防止推進キャンペーン開催協力支援

□EHILAイベントスペースの活用・コペルキッズの活用

親子や地域の方がゆっくりくつろいで過ごせる場として開放、また講座やコンサートに利用している。

開放日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

- ・子育てネットワークみやざき（子育て支援団 thể例会）：毎月1回
- ・ユニットチモ（演劇の稽古場として利用） 実施回数：4回

その他、キッズアートアカデミーの「子ども劇団空風スマイルシアター」の練習会場として利用。

2-5. その他、この法人の目的達成のために必要な事業

・「事業推進のための職員研修の充実」

職員に向けての研修会の開催や他団体への視察など、事業推進のための研修の充実を図る。また専門性を持った職員については他団体への講師派遣も行う。

講師派遣数：4回 視察・研修数：66回

ご寄付・ご寄贈を頂きました。

- ・個人の方々、団体様より、みやざき子ども文化センターに寄付を頂きました。
- ・市民の皆様、企業様より「子ども食堂」(支え合いの地域づくりネットワーク事業)に食材等を頂きました。子どもたちのために有効に使わせて頂きます。ありがとうございました。

資料 〈令和7年度 講師等派遣、研修会・視察参加報告〉

【講師等派遣】

No.	研修名	研修日	派遣者	主催
1	学校と連携した法人活動の事例と、そこから見えてくる宮崎県の子も達が抱える困難	令和7年10月23日	片野坂千恵	宮崎県教育研修センター
2	これはやらなきゃいけない！会計講座	令和7年12月17日	片野坂千恵	宮崎市民活動センター
3	令和7年度第4回児童厚生員研修会	令和8年2月13日	衛藤和洋	宮崎市子育て支援課
4	NPOマネジメントアドバイザー派遣	令和8年3月23日	片野坂千恵	みやざきNPO・協働支援センター

【視察・研修会・講座等参加】

No.	研修名	研修日	参加者	主催
1	児童育成支援拠点事業	令和7年4月8日	1人	日本財団
2	「子どもの権利」とセーフガーディング	令和7年4月24日	1人	一般社団法人Everybeing
3	コミュニティ財団（ひなた未来創造ファンド）設立キックオフイベント	令和7年5月24日	2人	NPO法人宮崎文化本舗
4	令和7年度宮崎県公共図書館連絡協議会 総会	令和7年5月26日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
5	チック症について	令和7年5月31日	5人	こども発達支援研究会
6	令和7年度幼児期の包括的性教育事業における関係者向け研修会（子育て支援センター職員対象）	令和7年6月4日	3人	宮崎市子ども未来部親子保健課
7	児童センター職員向け専門研修～セクシュアルハラスメント・性的虐待防止のための基本知識と実践～	令和7年6月6日	19人	NPO法人みやざき子ども文化センター
8	令和7年度児童福祉司任用前講習会（後半）	令和7年6月11日～6月13日	1人	宮崎県子ども家庭課
9	性的虐待防止研修	令和7年6月17日	15人	NPO法人みやざき子ども文化センター
10	「ポケモン」ナッシーを活用した読書振興、取組企画のオンライン会議	令和7年6月27日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
11	「感覚と遊び」～幼少期の子どもと関わるうえでの大切な視点～	令和7年6月29日	3人	宮崎市総合発達支援センター
12	レクリエーション研修	令和7年6月30日	9人	レクリエーション協会
13	セクシュアルハラスメント・性的虐待防止のための基本知識と実践	令和7年6月30日	10人	NPO法人みやざき子ども文化センター
14	虐待防止・体罰防止について	令和7年7月7日	10人	NPO法人みやざき子ども文化センター
15	令和7年度宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 《研修A》 こどもの権利	令和7年7月11日	25人	宮崎県児童館連絡協議会
16	令和7年度宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 《研修B》児童クラブ・児童館・児童センター職員向け情報交換研修	令和7年7月11日	17人	宮崎県児童館連絡協議会
17	令和7年度宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 《研修C》個別援助活動	令和7年7月11日	7人	宮崎県児童館連絡協議会

No.	研修名	研修日	参加者	主催
18	救急法	令和7年7月14日	19人	宮崎市消防局
19	保護者・児童の話の聞き方・伝え方のコツ ～安心できる関係をつくるために～	令和7年7月14日	15人	NPO法人みやざき子ども文化センター
20	救命率を向上させるための応急手当法（救急講座）基礎講習（応急手当）	令和7年7月15日	8人	応急手当研修センター
21	ジェンダーの視点からみた居場所づくり	令和7年7月19日	1人	みやざき子ども未来ネットワーク
22	宮崎市子ども（地域）食堂講演会	令和7年7月21日	1人	支え合い地域づくりネットワーク
23	福祉関係者等との連絡会	令和7年7月24日	1人	小戸小学校
24	令和7年度九州地区里親研修大会	令和7年8月9日	1人	全国里親会、九州社会福祉協議会連合会、九州地区里親連絡協議会、鹿児島県社会福祉協議会、鹿児島県里親協議会
25	令和7年度第2回宮崎市子ども食堂ネットワーク会議	令和7年8月11日	1人	支え合い地域づくりネットワーク
26	令和7年度宮崎県公共図書館連絡協議会 政策研修	令和7年8月25日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
27	他拠点の事例共有	令和7年9月2日	1人	日本財団
28	こどもの権利条約	令和7年9月4日	19人	NPO法人みやざき子ども文化センター
29	発達支援研修会	令和7年9月9日	30人	株式会社アンフィニ
30	アタッチメントの形成とその影響	令和7年9月9日	1人	日本財団
31	小戸地区防災訓練	令和7年9月20日	3人	小戸まちづくり推進委員会地域安全部会
32	特別養子縁組フォーラム〔勉強会〕	令和7年9月20日	1人	子ども家庭庁
33	プレーパークをつくろう 2025 『ゆめバのじかん』上映会&講演会・シンポジウム	令和7年9月21日	1人	NPO法人ヒミツキチ
34	子どもWEEKEND2025	令和7年9月26日	2人	日本財団
35	傾聴講座	令和7年10月8日・10月29日・ 11月19日	10人	NPO法人みやざき子ども文化センター
36	子どものセーフガーディング連続研修2025	令和7年10月14日・11月11日 ・12月9日・令和8年1月13日 ・2月3日	3人	公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ ジャパン
37	令和7年度宮崎県公共図書館連絡協議会 職員研修会	令和7年10月20日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
38	令和7年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修	令和7年10月24日～ 令和7年11月7日	1人	宮崎県児童館連絡協議会
39	RIFCR™（リフカー）研修	令和7年10月26日	1人	認定NPO法人チャイルドファーストジャ パン
40	令和7年度宮崎県公共図書館連絡協議会 中央支部総会	令和7年11月13日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
41	放課後の居場所づくりの実践方法を共有	令和7年11月19日	1人	放課後アフタースクール
42	社会的養護環境で育った子どもの発達を支える （オンライン）	令和7年11月23日	1人	里親セミナー講演会

No.	研修名	研修日	参加者	主催
43	令和7年度宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 《研修G》 こどもの安全対策	令和7年12月2日	8人	宮崎県児童館連絡協議会
44	令和7年度宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 《研修H》 防災・減災セミナー	令和7年12月2日	9人	宮崎県児童館連絡協議会
45	フォスタリングアセスメント研修	令和7年12月2日	1人	家庭養育支援機構
46	アタッチメント障害とアタッチメント関係の修正への支援	令和7年12月2日	1人	日本財団
47	楽しい、居心地のいい児童クラブを目指して	令和7年12月9日	3人	NPO法人みやざき子ども文化センター
48	令和7年度県南地区子育て支援センターグループ研修会	令和7年12月12日	1人	三股町子育て支援センター
49	令和7年度宮崎市地域子育て支援センター連絡会議	令和7年12月24日	3人	宮崎市子育て支援課
50	里親支援センター等人材育成プログラム (オンデマンド講義：7講)	令和8年1月13日～1月16日	1人	日本福祉大学
51	第20回全国児童館・児童クラブ大会KOBE	令和8年1月15日・1月16日	1人	全国児童厚生員研究協議会、全国児童館連絡協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団
52	発達障害がある方の幸せを考える講演会 「幼児期に大切にしたいこと～就学までに準備しよう～」	令和8年1月18日	1人	ASDみやざき（宮崎県自閉症協会）、宮崎LD・発達障がい親の会「フレンド」、宮崎県
53	重層的支援体制整備事業研修 ～つながる支援 わたしのできるこことってなんだろう～	令和8年1月21日	4人	宮崎市福祉部福祉総務課重層的支援推進課
54	里親家庭に「子育て支援」は届いているか (オンライン)	令和8年1月24日	1人	NPO法人パディチーム
55	令和7年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修 (第3回1月分)オンライン	令和8年1月27日～1月30日	1人	宮崎県児童館連絡協議会
56	景丘の家視察（東京）	令和8年2月4日	3人	NPO法人みやざき子ども文化センター
57	子ども性暴力防止法全国説明会	令和8年2月13日	4人	こども家庭庁
58	令和7年度宮崎市指定管理者説明会	令和8年2月17日	1人	宮崎市役所都市戦略課
59	宮崎少年鑑別所見学	令和8年2月20日	3人	宮崎子育てネット
60	子どもの性暴力防止法及び子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に関する施設関係者向け説明会	令和8年2月25日	1人	宮崎県福祉保健部こども政策局こども政策課
61	少年鑑別所で見える性加害少年 ～その特徴と治療への課題～	令和8年3月1日	1人	認定NPO法人チャイルドファーストジャパン
62	里親制度研修 里親が育てる社会が育てる～知ってほしい里親制度～	令和8年3月4日・3月11日 ・3月16日	39人	NPO法人みやざき子ども文化センター
63	講演会「文化芸術は、未来を育てる力になる。」	令和8年3月15日	4人	NPO法人みやざき子ども文化センター
64	里親普及啓発講演会 「[越境]する里親養育の挑戦」	令和8年3月15日	1人	里親支援センターみやざき
65	体調によらない子育て等の研修	令和8年3月18日	2人	NPO法人みやざき子ども文化センター
66	第3回宮崎市子ども食堂ネットワーク会議	令和8年3月20日	1人	支え合いの地域づくりネットワーク

IV 2025年度(令和7年度) 活動計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
会員受取会費	50,000	
		50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	689,966	
		689,966
3. 受取委託金等		
みやざきアートセンター指定管理業務	29,307,116	
みやざきアートセンター委託人件費等収入(自主事業含む)	3,480,000	
宮崎市支え合いの地域づくりネットワーク事業	893,233	
宮崎市支え合いの地域づくりネットワーク委託人件費収入	3,304,367	
宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業	3,300,000	
宮崎市ふるさと文化学習支援事業「ふるさと先生こんにちは」	4,000,000	
宮崎市きよたけ児童文化センター	10,500,875	
宮崎市かのう児童センター・田野児童センター・田野地域子育て支援センター	26,601,652	
宮崎市かのう児童クラブ・田野児童クラブ・江平児童クラブ・コベルキッズ児童クラブ	82,421,000	
宮崎市かのう児童クラブ・田野児童クラブ・江平児童クラブ加配	6,918,049	
宮崎市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善業務委託事業	2,011,645	
宮崎市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	2,598,200	
宮崎市子どもの第三の居場所運営業務事業	14,840,000	
宮崎市小戸地域子育て支援センター運営業務事業	5,710,600	
宮崎市まちなか子育て交流ひろばモデル事業委託業務	500,000	
宮崎県ファミリー・サポート・センターアドバイザー研修事業	401,000	
宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業	1,424,490	
宮崎県赤ちゃんの駅普及・啓発業務	1,458,160	
		199,670,387
4. 受取補助助成金等		
里親支援センターみやざき運営業務	62,096,519	
子どもゆめ基金	1,770,457	
出逢い・子育て環境づくり支援事業費補助金	300,000	
宮崎市事業継続支援事業補助金(児童クラブ・子育て支援センター)	499,000	
宮崎市子どもの未来応援活動支援事業(BASE101)	850,050	
		65,516,026
5. 事業収益		
キッズアート基金学校公演収入	4,940,320	
BASE101自主事業収入	1,231,900	
ホッとアート事業	100,000	
託児自主事業収入	1,616,750	
設立25周年記念イベント	209,000	
アートパーク参加費収入	102,400	
その他(講師謝金等)	4,034,660	
		12,235,030
6. その他収益		
受取利息	139,059	
雑収入	2,232,898	
		2,371,957
		280,533,366

科目		金額	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当		174,066,103	
法定福利費		14,059,756	
	人件費計	188,125,859	
(2)その他経費			
福利厚生費		285,758	
謝金		12,283,059	
旅費交通費		4,936,546	
通信運搬費		2,425,191	
消耗品費		9,036,501	
図書費		479,574	
修繕費		901,962	
会議費		34,537	
渉外費		507,492	
研修費		490,561	
事務所費		823,972	
水道光熱費		8,131,147	
印刷製本費		1,349,341	
リース料		3,295,144	
保険料		1,295,887	
食糧費		1,520,484	
広報費		960,432	
賃借料		6,115,700	
諸会費		41,700	
事業費		1,160,363	
委託費		8,495,824	
企画費		3,542,981	
保守管理費		1,837,880	
租税公課		3,068,084	
雑費		832,899	
	その他経費計	73,853,019	
			261,978,878
2. 管理費			
(1)人件費			
給料手当		103,976	
法定福利費		26,331	
	人件費計	130,307	
(2)その他経費			
福利厚生費		170,655	
謝金		218,000	
通信費		141,270	
旅費交通費		98,652	
消耗品費		272,043	
研修費		33,000	
渉外費		436,299	
諸会費		46,000	
食糧費		17,299	
保険料		32,256	
委託料		538,120	
租税公課		13,842,926	
広報費		83,224	
雑費		42,183	
	その他経費計	15,971,927	
			16,102,234
経常費用計			278,081,112
当期経常増減額			2,452,254
当期正味財産増減額			2,452,254
前期繰越正味財産額			57,863,100
次期繰越正味財産額			60,315,354

貸借対照表

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

令和8年3月31日現在

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	907,898		
普通預金	83,150,256		
立替金	9,083,727		
前払費用	249,012		
仮払金	1,934,831		
未収入金	15,366,696		
流動資産合計		110,692,420	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物設備	892,231		
(2)無形固定資産			
敷金	902,850		
出資金	5,000		
固定資産合計		1,800,081	
資産合計			112,492,501
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	846,183		
未払金	46,261,254		
仮受金	1,872,718		
前受金	2,035,692		
未払消費税	1,161,300		
流動負債合計		52,177,147	
負債合計			52,177,147
III 正味財産の部			
1. 繰越金残高			
前期繰越正味財産額		57,863,100	
当期正味財産増減額		2,452,254	
正味財産合計			60,315,354
負債及び正味財産合計			112,492,501

令和7年度 財産目録
(令和8年3月31日現在)

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

科 目・摘 要		金 額	
I 資産の部			
流動資産			
現金預金			
現金	現金手許有高	907,898	
普通預金	宮崎銀行 東宮崎支店	61,937,434	
	宮崎銀行 東宮崎支店	288,666	
	宮崎太陽銀行 アートセンター支店	274,869	
	宮崎銀行 橋通支店	16,978	
	宮崎銀行 神宮支店	299,044	
	宮崎銀行 神宮支店	7,724,413	
	宮崎銀行 神宮支店	10,819,381	
	郵便局	1,789,471	
立替金	里親支援センターみやざき	8,216,368	
	子育て応援フェスティバル 保証金	644,204	
	自動車保険料他	174,915	
	駐車場敷金	48,240	
未収入金	子どもゆめ基金	1,196,957	
	みやざきアートセンター	4,073,844	
	里親支援センターみやざき	7,628,940	
	児童クラブ加配分	1,933,855	
	宮崎市事業継続支援事業補助金	499,000	
	保育委託料	34,100	
仮払金	里親支援センターみやざき	1,791,271	
	スポーツ安全保険料	143,560	
前払費用	児童クラブ消耗品費他	249,012	
	流動資産合計	110,692,420	
建物設備	電気工事	892,231	
敷金	江平ビル101・102・103・104・105号・302倉庫及び駐車場敷金	902,850	
出資金	江平2丁目商店街	5,000	
	固定資産合計	1,800,081	
	資産合計		112,492,501
II 負債の部			
流動負債			
預り金	源泉所得税他	846,183	
未払金	事業経費返還金他	364,358	
	3月分社会保険料他	7,654,536	
	3月分水道光熱費	190,514	
	3月分人件費	28,494,206	
	事業経費未払分	9,557,640	
仮受金	子育てネットワークみやざき	81,447	
	里親支援センターみやざき	1,791,271	
前受金	キッズアートアカデミー基金	1,879,145	
	子ども食堂準備金(宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会)	156,547	
未払消費税	R7年度消費税	1,161,300	
	流動負債合計	52,177,147	
	負債合計		52,177,147
	差引正味財産		60,315,354

監 査 報 告 書

日 時 令和8年 5月20日 (水)
14:00~15:30

場 所 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル101号

添 付 書 類 1. 総勘定元帳及び領収書
2. 預金通帳
3. 決算書
4. 事業報告書

監査の結果、適正に処理されていることを証明いたします。

監 事

増 田 良 文



黒 岩 雄 二



V 2026年度（令和8年度） 基本方針・事業計画

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもの声をしっかりと聴きながら子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) 児童福祉法において里親支援事業を行い里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとするものについて相談その他の援助を行う。
- 5) SDGs「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標) 貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等



事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) 児童福祉法に基づく児童福祉支援事業
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

【基本方針に沿って】

目的や内容について丁寧な議論を十分に重ねながら事業を進めていきます。子どもの権利条約などを繰り返し学び、子どもの声を聴くことを常に意識することを大切にしていきます。

2. 事業計画

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ◆文化・芸術（音楽・演劇・アート等）の企画運営
- ◆専門的な観点からの子どもの支援を専門団体、専門家との連携を通じて行う
- ◆児童福祉法に基づいた里親支援事業の実施

2-1. 「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。また、0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を行政と協働しながら地域との連携も視野に入れた事業内容にする。

- ・「宮崎市かのう児童センター、宮崎市田野児童センター、宮崎市田野地域子育て支援センター運営業務」
- ・「宮崎市きよたけ児童文化センター管理運営」（社会教育施設）
- ・「みやざきアートセンター管理運営」（NPO 法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）
- ・「b & g みやざき及び宮崎市小戸地域子育て支援センター運営業務」
- ・「宮崎市児童クラブ運営業務（江平、田野、コペルキッズ、かのう）」
- ・「宮崎市ふるさと文化学習支援事業」
- ・「宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業」
- ・「宮崎県医師会女性医師等保育支援サービスシステム事業実施業務」

子育て中の女性医師等が、急な残業や出張、子どもが病気の時（病気回復期）などに、安心して子どもを預けることができる一時的な預り保育のサポートを支援するもので、宮崎県医師会より委託を受け実施。

- ・「里親支援センターみやざき運営業務」

里親支援センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング、里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。児童福祉施設（第2種社会福祉事業）に位置付けられる。

- ・「宮崎県赤ちゃんの駅普及・啓発業務」

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

〈新規〉「宮崎市子どもの居場所ネットワーク業務」

（NPO 法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」や「学習支援」「遊び場」など「子どもの居場所」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心・安全な居場所となるよう「子どもの居場所」への支援を行う。

- ・「宮崎市子どもの未来応援活動支援事業」
- ・宮崎オーシャンライオンズクラブ助成「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業 ホットアートプレゼント」
 - ・「長期入院中の子どものためのコンサート」「入院中の子どもの保護者のためのリンパマッサージ」

2-2. みやぎ子ども文化センターの基本方針に基づき自主事業を行う。

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とし、「キッズアート基金※」の活用し事業を行う。

※すべての子どもたちに「ほんものと出会う」機会、環境の創出を目的に、寄付を原資に基金を創設。宮崎県内の18歳未満の子どもを対象とした芸術文化活動（学校公演、ものづくり、ワークショップなど）の実施団体および活動への助成（主に小規模校対象）を行う。

・「キッズアート基金 鑑賞教室事業」

キッズアート基金（寄付を原資）等を活用し、宮崎県内の小中学校へ舞台芸術の提供、文化、表現活動に関する情報の発信、普及。対象校：宮崎県内小中学校（30校程度）

・「キッズアート・アカデミー」

子どもたちの文化体験活動として、演劇、映像、ものづくりなどを実施。

① 「子ども劇団空風スマイルシアター」（演じる） 月2回

子どもたちの心と体を開放し、のびのびと自分を表現できる時間と場を提供。

② 「ものづくり」 不定期

陶芸や模型、工作など自由な発想で表現し作品を作り上げる。

・「街の小さな音楽会」～音育はじめてみませんか～

乳幼児と親子のためのコンサートの開催。生の音楽に触れる機会の少ない親子のために気軽に参加できる場をつくる。（小戸子育て支援センター、田野子育て支援センター、かのう児童センター、きよたけ児童文化センター等で実施）

・「託児事業」

企業、宮崎県立劇場など、講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

・「BASE101」

江平ビル101を地域のコミュニティベースとして「子どももおとなもアートに出会い、人に出会い、未来に出会う場所」をコンセプトに事業を展開。

・子育てワンストップセンター Co to Co（コトコ）」（子育て支援団体向け）

宮崎県内にある様々な支援を把握し、孤立する子育て世帯と支援を結び付けることで誰もが安心して子育てできる地域社会を目指す。

・「職場体験」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験。

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」「Facebook」「Instagram」「LINE」 随時更新
 - ・「TANOにこにこ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
 - ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
 - ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行
 - ・「かのう SEED」 月1回 宮崎市かのう児童センター発行
 - ・「小戸地域子育て支援センターたより」 月1回 宮崎市小戸地域子育て支援センター
- 宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

- ・「子育てネットワークみやざき」事務局

子育て支援団体（22団体）による月1回の例会で情報交換、交流会の実施及び「子育て講座」の開催。

- ・「みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

フェスティバル開催に向け実行委員会の開催

- ・「みやざき子育て応援フェスティバル2026」の開催

- ・「宮崎子育てネット」事務局

宮崎子育てネットに登録している団体が講師となり「虐待、子どもの育ち」について研修、また体罰によらない子育ての推進。県内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、施設、自治会などで実施。

- ・「児童虐待防止及び対応のための研修」の実施 (年30回実施予定)
- ・「体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発」 (年20回実施予定)

- ・「宮崎県里親会」事務局

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親の精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

2-5. その他、この法人の目的達成のために必要な事業

- ・「事業推進のための職員研修の充実」

職員に向けての研修会の開催や他団体への視察など、事業推進のための研修の充実を図る。また専門性を持った職員については他団体への講師派遣を行う。

2026年度 活動予算書

2026年4月1日～2027年3月31日

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費	150,000	150,000	
2. 受取寄付金	250,000	250,000	
3. 受取委託金等	205,911,514	205,911,514	
4. 受取補助助成金等	57,885,760	57,885,760	
5. 事業収益	7,100,000	7,100,000	
6. その他収益	1,000	1,000	
			271,298,274
科目		金額	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費	189,000,000		
	人件費計	189,000,000	
(2)その他経費	74,700,000		
	その他経費計	74,700,000	
	事業費計		263,700,000
2. 管理費			
(1)人件費	800,000		
	人件費計	800,000	
(2)その他経費	5,600,000		
	その他経費計	5,600,000	
	管理費計		6,400,000
経常費用計			270,100,000
当期経常増減額			1,198,274
当期正味財産増減額			1,198,274
前期繰越正味財産額(前期繰越)			60,315,354
次期繰越正味財産額(次期繰越)			61,513,628

VI 定款改定

1. 定款改定

平成 30 年度より受託していた「宮崎県保育士支援センター設置運営事業業務」事業の受託終了にともない職業紹介事業を実施しないため、また役員の任期を、任期満了直前の総会までと短縮する事を可能とし、円滑な運営を行うため。

1-1. 〈変更点〉現行、第 1 章総則【目的】第 3 条に、職業紹介事業について削除。

1-2. 〈変更点〉現行、第 3 章役員および顧問【任期等】第 16 条 2 項に、短縮規定について追記。

定款 新旧対照表

旧（変更前）	新（変更後）
<p>第 1 章 総則</p> <p>【目的】</p> <p>第 3 条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業、里親支援事業を進めます。</p>	<p>【目的】</p> <p>第 3 条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業、(削除)里親支援事業を進めます。</p>
<p>第 3 章 役員および顧問</p> <p>【任期等】</p> <p>第 16 条 役員の任期は、2 年とします。ただし再任はさまたけないものとします。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。</p>	<p>【任期等】</p> <p>第 16 条 役員の任期は、2 年とします。ただし再任はさまたけないものとします。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</u></p> <p>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。</p>

Ⅶ 2026年度（令和8年度）役員

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター 役員・監事・顧問
令和8年4月1日から令和9年3月31日

【理事】

役 職 名		氏 名
理 事 会	理 事	片野坂 千鶴子
		後 藤 幾 子
		新 名 典 忠
		長谷川 恵 子
		土 田 浩
		片野坂 千 恵
		上 口 将 生
		荻 上 健太郎（新規）

【監事・顧問】

役 職 名	氏 名
監 事	黒 岩 雄 二
	増 田 良 文
顧 問	濱 門 正 和

設立趣旨書

1 趣旨

みやざき子ども文化センターは子ども達の文化芸術への参加、市民としての社会参画の機会を拡げ、健やかな成長に寄与し、すべての子ども達が子どもとして、大人と共にのびやかで豊かに生きられる社会を目指し活動をすすめていきます。

子どもは母の胎内において、生命の歴史を繰り返して外界に生まれ出てきますが、人として成熟するには、さらに様々な経験を必要とします。子どもたちは大人から注がれる愛情をいっぱい浴びながら、多くの仲間とのあそびや、美しい自然や真の芸術にふれ、喜びや感動を体験することで、豊かな感性を育み、人間として生きる力を獲得していきます。このことは1994年に我が国が批准した国際条約「子どもの権利に関する条約」に謳われています。

しかし、60年代の高度経済成長期以降、環境破壊が進み、心身ともに発達途上にある子どもに必要な空間をはじめ、多くのものが奪われてきているのが現状です。また、文化面においても、利益優先の児童文化の氾濫とメディア情報は、地域社会における子どもの生活文化を崩壊させました。子ども達は仲間と過ごす自由な時間を失うなど、多大なリスクを負わされています。これらはすでに、子ども達の心身の歪みとなって表面化し、大きな社会問題となってきています。この状況を改善していくには、大人自身が変わらなければなりません。

子ども劇場はこのことにいち早く気づき、33年前福岡で活動をはじめました。宮崎にも1976年にみやざきおやこ劇場として発足しました。当初より、子ども達の健全な発達を保障する環境づくりを目指し、芸術文化との出会いや様々な生活体験が不可欠であると考え、地域に根ざした自主的な活動やネットワークづくりをすすめてきました。こうした子ども劇場の理念が21世紀を目前に、ようやく社会の共通認識になろうとしています。

そして1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）により市民活動が社会的に位置づけられ、25周年を迎えようとする私達におおきな希望と勇気をもたらしました。今、これまでの蓄積された経験をもって、新たな段階へと踏み出します。

私達は子ども劇場おやこ劇場をはじめとする諸団体とともに、活動をさらに推進し、子どもの成長に寄与することを目的に、特定非営利活動法人「みやざき子ども文化センター」を設立します。未来を担う子ども達の夢を実現するために、私達大人自身が夢を持って生き、たった一度しかない「子ども時代」を、子ども自身にとって価値があり、輝きある時代となることを願い、活動をすすめていきます。

2 申請に至るまでの経過

2000年3月29日 特定非営利活動法人設立準備室発足

2000年6月24日 特定非営利活動法人設立総会

2000年6月24日

特定非営利活動法人の名称

みやざき子ども文化センター

宮崎市大和町48第3都成ハイツ315号

設立者氏名 川崎 わか子

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センターといたします。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

【目的】

第3条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業、里親支援事業を進めます。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 社会教育の推進を図る活動。
- (5) まちづくりの推進を図る活動。
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【特定非営利活動に係る事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業。
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業。
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業。
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業。
- (5) 子育てに関する支援事業。
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり。
- (7) 児童福祉法に基づく児童福祉支援事業。
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体。
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体・企業。

【入会】

第7条 正会員または支援会員は、次に掲げる条件を備えるものとします。

- (1) 正会員の条件
 - ① 子ども・文化に関わる活動を継続的に行う個人又は団体。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体。
- (2) 支援会員の条件
 - ① この法人の継続的な支援を行う意志のある個人又は団体・企業。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体・企業。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込み書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとします。

【会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

【会員の資格の喪失】

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体・企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出して任意に退会することができます。

【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出品品の不返還】

第12条 既納の会費及びその他の抛出品品は、返還しないものとします。

第3章 役員及び顧問

【種別及び定数】

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 5人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人ないし3人を代表理事、若干名を常任理事とします。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 代表理事は、理事の互選により定めます。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 3 代表理事・常任理事は常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務の執行を日常的に統括します。
- 4 事務局長は理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

【任期等】

第16条 役員任期は、2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。

【欠員補充】

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

【解任】

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとします。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

【報酬等】

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前 2 号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【顧問及び相談役】

第 20 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。

2 顧問及び相談役は、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。

3 顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 4 章 事務局

【事務局】

第 21 条 この法人に、事務局を置きます。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。

3 事務局長は、代表理事が理事会の議決を経て常任理事の中から任免するものとします。その他の職員は、代表理事が任免します。

第 5 章 総会

【種類及び構成】

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

2 総会は正会員をもって構成します。

【権能】

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任

(7) 会費の額

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

【開催】

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

【召集】

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を召集しなければならないものとします。

3 総会を召集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができないものとします。

【議決】

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しません。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではありません。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第29条 各正会員の表決権は、一人（一団体）一票とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。

4 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名又は記名押印することとします。

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成します。

【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

【召集】

第34条 理事会は、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に理事会を召集することとします。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたります。

【定足数】

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができません。

【議決】

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではないものとします。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができます。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名又は記名押印することとします。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【資産の管理】

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【会計の原則】

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

【事業計画及び予算】

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ること

とします。

【暫定予算】

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

【臨機の措置】

第 45 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならないこととします。

【事業報告及び決算】

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならないこととします。

【剰余金の処分】

第 47 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

【事業年度】

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとします。

【解散】

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

【清算人の選任】

第 51 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）は、代表理事が清算人となります。

【残余財産の帰属】

第 52 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に存する残余財産は総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

【合併】

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第 9 章 公告の方法

【公告の方法】

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行います。

第 10 章 雑則

【細則】

第 55 条 この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 14 年 5 月 31 日までとします。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとします。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 個人正会員 年会費 1 口 10,000 円
団体正会員 年会費 1 口 10,000 円
 - (2) 個人支援会員 年会費 1 口 3,000 円
団体支援会員 年会費 1 口 10,000 円
企業支援会員 年会費 1 口 30,000 円
- 6 平成 18 年 5 月 27 日、平成 18 年度通常総会にて第 3 条を改正
- 7 平成 21 年 5 月 26 日、平成 21 年度通常総会にて第 3 条を改正
- 8 平成 24 年 5 月 28 日、平成 24 年度通常総会にて一部を改正
- 9 平成 29 年 5 月 26 日、平成 29 年度通常総会にて第 54 条を改正
- 10 平成 30 年 5 月 25 日、平成 30 年度通常総会にて第 3 条を改正
- 11 令和 6 年 10 月 28 日、令和 6 年度臨時総会にて第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 15 条、第 25 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条、第 38 条、第 39 条、第 49 条を改正

◆特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル302

TEL : 0985-61-7590 FAX : 0985-61-3635

HP : <http://www.kodomo-bunka.org/> E-mail : center@kodomo-bunka.org